

「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針（改定案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

- 1 募集期間 平成 29 年 12 月 15 日(金曜日)から平成 30 年 1 月 15 日(月曜日)まで
- 2 市民からの意見 3 件 (2 人)

パブリック・コメントに提出された意見の概要	教育委員会の見解
<p><b>【いじめを行う者の定義の変更】</b></p> <p>基本方針では、いじめを児童・生徒の間で行われるものに限定して定義しているが、教員がいじめの温床を作ってしまったたり、また、教育的な指導の一環として行き過ぎた指導をしてしまったたりする例もある。これらも含むようにいじめの定義を改めてはどうか。</p>	<p>基本方針のいじめの定義は、いじめ防止対策推進法に基づいております。教員がいじめに加担したり、指導の範囲を超えて児童・生徒に苦痛を与えたりした場合には、服務事故あるいは犯罪として対処します。</p>
<p><b>【人権教育の実施】</b></p> <p>いじめ防止のためには、人権教育が欠かせない。関係諸機関と学校教育がうまく連携し、活用していけば、いじめ抑止の効果は更に上がると思う。</p>	<p>本市では、道徳などの授業で、いじめ問題を取り上げることに加え、関係諸機関と連携して、11月を「人権教育推進月間（さわやか月間）」としています。各学校から人権「作文」「標語」「ポスター」を募集し、毎年4000点を超える応募があります。今後も、関係諸機関と連携して人権教育を進めてまいります。</p>
<p><b>【実践の重要性】</b></p> <p>学校や全教職員の共通理解・共通実践ができるように学校全体で担任力の推進を図るアクションが重要である。</p>	<p>今回の改定では、市立全小・中学校の教職員も話し合い、意見を出し合いました。今後も、このような活動を通じて、全教職員の共通理解・共通実践を進めてまいります。</p>